

# 自衛隊の現状と課題

平成16年7月13日  
防衛庁

# 目 次

	頁
1 わが国の防衛	
（ 1 ）わが国の防衛政策 -----	1
（ 2 ）防衛力の意義・役割 -----	2
（ 3 ）防衛構想 -----	3
（ 4 ）防衛力整備のあり方（計画方式・大綱別表） ---	5
2 今後考慮すべき事項	
（ 1 ）弾道ミサイル、テロ、ゲリラ等への対応 -----	6
（ 2 ）国際的な活動 -----	7
（ 3 ）情報通信への対応 -----	8
（ 4 ）情報機能の充実強化 -----	9
3 自衛隊の体制と関係省庁との協力	
（ 1 ）統合運用への対応 -----	1 0
（ 2 ）陸海空各自衛隊の体制 -----	1 1
（ 3 ）防衛庁と治安関係機関との役割分担・協力 -----	1 2
4 自衛隊を支える基盤	
（ 1 ）防衛装備 -----	1 3
（ 2 ）研究開発の体制 -----	1 4
（ 3 ）人事教育施策 -----	1 5
5 防衛庁の位置づけ -----	1 6

# 1 ( 1 ) わが国の防衛政策

## 1 . 現状

### ( 1 ) 安全保障及び防衛の基本方針

我が国は、日本国憲法の下、

- ・ 外交努力の推進及び内政の安定による安全保障基盤の確立を図りつつ、
- ・ 専守防衛 に徹し、
- ・ 他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、
- ・ 日米安全保障体制を堅持し、
- ・ 文民統制を確保し、
- ・ 非核三原則を守りつつ、
- ・ 節度ある防衛力を自主的に整備

( 現防衛大綱より抜粋・要約 )

専守防衛とは、相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法に則った受動的な防衛戦略の姿勢。

### ( 2 ) わが国の抑止の考え方

わが国は、非核三原則を堅持しており、日米安保体制の下、核の脅威に対しては、米国の核抑止力(懲罰的抑止)に依存する政策。一方、BMD導入により弾道ミサイルに対し一定の抑止力(拒否的抑止)を保持。

通常兵力による侵略に対しては、適切な規模の防衛力の保有と日米安全保障体制により抑止。

### ( 3 ) 日米の有事における役割分担

日米が共同作戦を実施する場合、自衛隊は主として日本の領域及び周辺海空域において防勢作戦を実施。

米軍は、自衛隊の行う作戦を支援するとともに、必要に応じ、打撃力を有する部隊の使用を考慮。

( 日米防衛協力のための指針より抜粋・要約 )

## 2 . 新たな安全保障環境における考慮要素

本格的な侵略事態生起の可能性低下

脅威・不安定要因の多様化(伝統的脅威に加え、国際テロ等抑止困難な脅威)

安保問題のグローバル化(国家間の相互依存関係の深化、国境を越えた脅威)

多様な局面における軍事力の活用場面の増大と国際的な期待と責務

日米防衛協力の深化・グローバルな協力場面の拡大

関係諸国、国連をはじめとする国際機関との協力の進展

防衛・安全保障に関する国民の意識の変化

## 3 . 今後の課題

新たな安全保障環境における

・ 専守防衛の下での防衛力の保持の在り方(我が国防衛と国際活動とのバランス等の考慮)

・ 新たな抑止の在り方(抑止困難な脅威等の考慮と実効的な対応能力)

日米防衛協力の在り方

・ わが国の対処能力の保持の在り方(新たな脅威や多様な事態への対応)

## 1 ( 2 ) 防衛力の意義・役割

### 1 . 経緯・現状

#### ( 1 ) 前防衛大綱 ( 昭和51年10月29日 国防会議決定・閣議決定 )

米ソ冷戦構造の下、以下の目的で防衛力を保有。また、侵略を未然に防止し、侵略が行われた場合にこれを排除するとの態勢の堅持が、わが国周辺の国際政治の安定の維持に貢献するとの考え方。

侵略の未然防止                      侵略対処

#### ( 2 ) 現防衛大綱 ( 平成7年11月28日 安保会議決定・閣議決定 )

前大綱策定後約 20 年が経過し、冷戦の終結等による国際情勢の変化や自衛隊の役割に対する国民の期待の高まりを踏まえ、わが国防衛を主たる任務としつつ、以下のとおり 3 つの役割を明記。

我が国の防衛

・ 侵略の未然防止                      ・ 侵略対処

大規模災害等各種の事態への対応

・ 大規模な自然災害やテロリズムによる特殊な災害等への対応

・ 周辺事態 への対応      我が国周辺地域において我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態

より安定した安全保障環境の構築への貢献

・ P K O 活動や国際緊急援助活動による国際協力の推進への寄与

・ 安全保障対話、防衛交流の推進による関係諸国との信頼関係の増進

・ 軍備管理・軍縮分野における諸活動への協力

#### ( 3 ) 弾道ミサイル防衛システムの整備等について ( 平成15年12月19日 安保会議決定・閣議決定 )

以下の点を考慮し防衛力全般の見直しを行う旨明記。

・ 新たな脅威等に対して、その特性に応じた実効的な対応の確保

・ 我が国を含む国際社会の平和と安定のための活動の主体的・積極的な取り組み

・ 本格的な侵略事態への配意

同決定では、従来の整備構想や装備体系について抜本的な見直しを行い効率化を図ること ( 適切な規模の縮小等 ) も明記。  
また、我が国の厳しい経済財政事情を勘案し防衛関係費を抑制していくことも明記。

### 2 . 新たな安全保障環境における考慮要素 ( 前頁の要素に加え以下の点も考慮 )

世界的な軍事力の役割の変化・多様化

・ 「存在」による抑止重視から、低強度事態等では軍事力の使用の敷居は低下

・ 「国の防衛」に加え「域内の秩序維持」「世界的規模での協調」へ拡大

我が国周辺の情勢の変化

・ わが国に対する本格的な侵略事態が生起する可能性は低下

・ 各種の不安定要因が存在し新たな脅威や多様な事態への対応の必要性増大

### 3 . 今後の課題

防衛力の役割の多様化への対応

「抑止と対処」のみならず、平素から国内外の安全保障環境安定化のための活用

今後の防衛力における各役割の位置づけ

抑止、伝統的な脅威と新たな脅威、国際的な対応への重点の置き方等

## 1 ( 3 ) 防衛構想

### 1 . 経緯・現状

#### ( 1 ) 前防衛大綱 ( 昭和51年10月29日 国防会議決定・閣議決定 )

米ソ冷戦構造の下、米中ソの一種の地域的な安定均衡及び日米安全保障体制の存在を前提として、基盤的防衛力構想を取り入れて策定。

##### 【基盤的防衛力構想の考え方】

我が国に対する軍事的脅威に直接対抗するよりも、自らが力の空白となって我が国周辺地域における不安定要因とならないよう、独立国として必要最小限度の防衛力を保有するという考え方

わが国が保有すべき防衛力として、具体的には以下のものを目標とし、わが国の戦略環境や地理的特性等を踏まえ、具体的な規模を導出。

##### 【防衛力の具体的な目標】

防衛上必要な各種の機能を備えること  
後方支援体制を含めてその組織及び配備において均衡のとれた態勢を保有すること  
平時において十分な警戒態勢をとり得るものであること  
限定的かつ小規模な侵略までの事態に有効に対処し得るものであること  
また、同時に、この防衛力をもって災害救援等を通じ国内の民生安定に寄与し得よう配慮

#### ( 2 ) 現防衛大綱 ( 平成7年11月28日 安保会議決定・閣議決定 )

基盤的防衛力構想は国際情勢のすう勢や日米安保体制の重要性の継続を理由に基本的に引き続き踏襲。なお、保有すべき防衛力は、合理化・効率化・コンパクト化、必要な機能の充実と質的な向上を図る。(現状は次頁)  
防衛力の3つの役割を明記するとともに、この役割の拡大等も踏まえ、限定小規模侵略対処との表現は用いず。

### 2 . 新たな安全保障環境における考慮要素 ( 前頁等の要素に加え以下の点も考慮 )

国際社会への平和と安定のための取組みの必要性増大

- ・日本の安全保障の前提となる国際社会の平和と安定のため、今後より主体的・積極的な国際活動への取組が必要
- ・今後の防衛力は、国内外の安全保障環境に実効的に対応することが重要  
今後防衛力に求められる機能
- ・新たな安保環境の下、即応性、機動性、柔軟性、多目的性を重視
- ・伝統的な脅威への備えのため抑止力の維持も必要
- ・抑止を機能させるとともに各種事態への迅速な対応のため高い情報機能が必要

### 3 . 今後の課題

新たな安全保障環境に対応した防衛構想の在り方

( 伝統的な脅威への備えも必要な中、力の空白論の妥当性等 )

「存在する自衛隊からより機能する自衛隊」への転換

( 抑止に加えて多機能的で実効的な対応が必要な時代に )

国際社会の平和と安定のための取組み等の考慮

( 既存の防衛力の活用ではなく、防衛力の設計段階から国際活動を考慮 )

上記の防衛構想の検討や在り方に関しては、周辺諸国に対する説明や配慮が必要。

## 陸上・海上・航空自衛隊の体制の現状

### 1. 陸上自衛隊の体制の現状(現大綱目標(平成22年頃を目途)に向け体制変換中)

我が国のどの方面でも、侵略当初から組織的な防衛行動を迅速かつ効果的に実施できるように、地理的特性等に従って均衡をとり8個師団、6個旅団を配置。

主に機動的に運用する部隊として機甲師団、ヘリコプター団、空挺団を保有。

師団等及び重要地域の防空のため地对空誘導弾部隊を8個高射特科群配置。

高い練度を維持し、侵略等の事態に迅速に対処し得るよう、部隊等の編成は、常備自衛官をもって充てることを原則としつつ、一部の部隊については即応性の高い予備自衛官を導入。

- ・即応予備自衛官は着上陸侵攻対処を念頭に置いており、招集から戦力化まで約2週間が必要。
- ・編成定数は16万人(常備自衛官14万5千人、即応予備自衛官1万5千人)。

### 2. 海上自衛隊の体制の現状(現大綱目標に体制変換済み)

海上における侵略等の事態に対応し得るよう機動的に運用する艦艇部隊として、常時少なくとも1個護衛隊群を即応の態勢で維持し得る1個護衛艦隊(4個護衛隊群で護衛艦計約30隻)を保有。

沿岸海域の警戒及び防備を目的とする艦艇部隊として、我が国沿岸の5警備区域に各1~2個護衛隊(護衛艦3~6隻、計約20隻)を保有。

周辺海域の監視哨戒等の任務に当り得る固定翼哨戒機部隊(約80機)を保有。

必要とする場合に、主要な港湾、海峡等の警戒、防備及び掃海を実施し得るよう以下の部隊を保有。

- ・潜水艦部隊(16隻)
- ・回転翼哨戒機部隊(約80機)
- ・掃海部隊(掃海艦及び掃海艇約30隻)を保有。

### 3. 航空自衛隊の体制の現状(現大綱目標に体制変換済み)

わが国周辺のほぼ全空域を常時継続的に警戒監視し、必要な場合に警戒管制の任務に当たり得る航空警戒管制部隊を保有。

領空侵犯及び航空侵攻に対して即時に適切な措置を講じ得る態勢を常時継続的に維持し得るよう、戦闘機部隊及び地对空誘導弾部隊を保有。

- ・作戦用航空機 約400機
- ・うち戦闘機 約300機

必要な場合に、着上陸侵攻阻止及び対地支援任務を実施し得る部隊を保有。

必要な場合に、航空偵察、航空輸送等の作戦支援を実施し得る部隊を保有。

## 1 ( 4 ) 防衛力整備のあり方 ( 計画方式・大綱別表 )

### 1 . 現状

#### ( 1 ) 国防の基本方針

策定：昭和 32 年 5 月 20 日 国防会議・閣議決定

目的：国防の目的と目的を達成するための基本方針を明記

##### 【基本方針】

国際連合の活動を支持し、国際間の協調をはかり、世界平和の実現を期する。  
民生を安定し、愛国心を高揚し、国家の安全を保障するに必要な基盤を確立する。  
国力国情に応じ自衛のための必要な限度において効率的な防衛力を漸進的に整備する。  
外部からの侵略に対しては、将来国際連合が有効にこれを阻止する機能を果たし得るまでは、米  
国との安全保障体制を基調としてこれに対処する。

#### ( 2 ) 防衛計画の大綱

策定：旧大綱 昭和 51 年 10 月 29 日 国防会議・閣議決定

現大綱 平成 7 年 11 月 28 日 安保会議・閣議決定

( 新大綱 平成 16 年中に策定予定 )

← 約 19 年  
← 約 9 年

目的：今後のわが国の防衛のあり方について指針を示し、具体的な防衛力の整備等の諸項目を明記

内容：大綱本文において、策定の趣旨、国際情勢、我が国の安全保障と防衛力の役割、我が国が保有すべき防衛力の内容等を明記 ( 現大綱 ) し、別表において主要な編成、装備等の具体的規模を明示。

#### ( 3 ) 中期防衛力整備計画

策定：昭和 60 年 9 月 18 日

平成 2 年 12 月 19 日 平成 4 年 12 月 18 日 ( 3 年目修正 )

平成 7 年 12 月 15 日 平成 9 年 12 月 19 日 ( 3 年目修正 )

平成 12 年 12 月 15 日 平成 15 年 12 月 19 日 ( 4 年間で打ち切り )

目的：中期的 ( 5 年間 ) の防衛力整備の具体的内容を明記

内容：本文において、計画の方針、主要事業内容、所要経費等を明記し、別表において主要装備品の具体的整備規模 ( 5 年分の総計 ) を明示。

### 2 . 新たな安全保障環境における考慮要素

国防の基本方針が前提とする国際情勢は大きく変化

大綱の見直し時期が明示されておらず、国際情勢の進展の速さに比し大綱見直しの間隔が長い ( 別表が固定的に )

大綱別表の内容が編成や装備が中心であるとともに、達成時期が明示されず。

### 3 . 今後の課題

国防の基本方針の在り方と新防衛大綱との関係

大綱本文と別表に掲げる体制の関係との明確化

大綱別表の記述内容、達成時期や見直し時期の明示化、中期防との関係

## 2 ( 1 ) 弾道ミサイル、テロ、ゲリラ等への対応

### 1 . 現状

#### ( 1 ) 弾道ミサイル防衛 ( B M D : Ballistic Missile Defense )

##### B M Dシステムの導入

- ・ B M Dについては、大量破壊兵器及び弾道ミサイルの拡散の進展を踏まえ、わが国として主体的取組みが必要であるとの認識の下、導入を決定。
- ・ 導入するシステムは、統合運用の下、イージス B M D システムとペトリオット PAC-3 による多層防衛システムを予定。

【当面の整備計画 ( 構想中のもの )】	
イージス艦への B M D 対応能力の付与	( 4 隻 : 16 年度より整備開始 )
ペトリオット PAC-3 システムの導入	( 16 個隊 : 16 年度より整備開始 )
新型レーダ ( FPS-XX : 防衛庁技術開発 ) の導入	( 4 基 : 18 年度より整備開始予定 )
既存レーダ ( FPS-3 改 ) の能力向上	( 7 基 : 18 年度より整備開始予定 )
指揮統制通信システム ( バッジシステム ) の改修	( B M D 対応は 16 年度より整備開始 )

##### 日米間の協力

- ・ 現在、日米間では、BMD に関する政策協議をはじめ、将来的な BMD の在り方を検討するための共同分析や運用面での協力の在り方等の各種協議を実施。更に、将来的な能力向上のため日米共同技術研究も継続。

#### ( 2 ) テロ、ゲリラや特殊部隊による攻撃への対応

我が国での不法行為に際しては第一義的には警察機関が対処し、自衛隊は警察機関では対処が不可能又は著しく困難な場合に治安出動等により対処。事態が我が国に対する武力攻撃と認められる場合は防衛出動により自衛隊が対処。現中期防においても、かかる対処能力の向上を重視。

【能力向上のための取組み】	
対処専門部隊の新編	( 特殊作戦群 : 300 人規模の部隊として本年 3 月に新編 )
警戒監視・情報収集強化	( 特に、沿岸部の監視能力や夜間捜索能力等を強化 )
訓練の充実強化	( 市街地訓練の実施や施設の充実、派米訓練の実施等 )
警察機関との連携の強化	( 治安出動や海上警備行動に係る警察機関との共同訓練等の実施 )

### 2 . 新たな安全保障環境における考慮要素

- 大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散 ( 拡散防止への努力と限界 )
- 攻撃主体や攻撃手段の複雑化・多様化 ( 抑止が効きにくい脅威等 )
- 軍事科学技術の飛躍的進歩 ( 米国における RMA・トランスフォーメーション等 )

### 3 . 今後の課題

抑止が効きにくい脅威への実効的な対応手段の保持  
高度な技術力や情報能力の追求と米軍とのインターオペラビリティの確保  
B M D では、政策、運用、技術面での日米協力、将来構想、法整備、武器輸出三原則との関係の整理等が課題  
特殊作戦部隊の使い方や邦人救出の在り方

## 2(2) 国際的な活動

### 1. 現状

#### (1) 自衛隊法上の国際的な活動の位置付け

自衛隊の本来任務（我が国の防衛及び必要に応じて行う公共の秩序維持）に支障を生じない限度で行う付随的な任務との位置付け。

自衛隊法上「雑則」又は「附則」で規定されている。

#### (2) 国際的な活動のための自衛隊の態勢

有事に備えて自衛隊が長年にわたって培ってきた技能、経験、自己完結能力などの組織的な機能に着目し、基本的には、既存の能力を活用。

（参考） 「自衛隊の活動の種類及び派遣のための法的な枠組み」

- ア 停戦監視等の国連平和維持活動、人道的な国際救援活動（PKO法）
- イ 9.11テロの脅威除去に努める諸外国の活動への支援（テロ対策特措法）
- ウ イラクにおける人道復興支援活動、安全確保支援活動（イラク特措法）
- エ 外国での災害に際して行う国際緊急援助活動（国際緊急援助隊法）
- オ その他（周辺事態安全確保法・船舶検査活動法に基づく活動、在外邦人等輸送など）

### 2. 新たな安全保障環境における考慮要素

一国のみで対応できない各国共通の課題（我が国の平和と安定に関わる）

- ・ 民族、宗教、領土等の問題に起因する複雑かつ多様な地域紛争
- ・ 従来 of 抑止が効きがたい国際テロ組織の脅威（海洋テロを含む）
- ・ 大量破壊兵器やその運搬手段たる弾道ミサイルの拡散  
国際社会における活動形態の多様化
- ・ 国連PKOの他、多国籍軍、拡散に対する安全保障構想（PSI：Proliferation Security Initiative）などの種々の枠組みを活用。

国連PKOと多国籍軍の併存することもある。

国際社会によるさまざまな種類の活動の実施、民生部門の拡大

- ・ 紛争の予防、平和の回復・治安維持、生活基盤の復旧・統治制度の再構築（国軍・警察機構の再建を含む）といった「国造り」への関与など

### 3. 今後の課題

国際的な活動を自衛隊の本来任務と位置付けるべきか。その際、主たる任務（我が国の防衛）とするか、従たる任務（災害派遣など）とするか

国際的な活動を実効的に実施し得る態勢を如何に整備するか（例：迅速かつ継続的な派遣を行い得る態勢の整備など）

国際社会で行われている多様な活動形態やさまざまな種類の活動に対応し得るよう措置すべきか

（但し、様々な種類の活動に対応するためには、武力行使やそれとの一体化等憲法上の問題の整理、その上で当該活動に必要な武器使用権限の整備が不可欠）

主として「国造り」に対する中長期的な関与の中で、総合的かつ効果的な取組を確保し得るか（文民との連携、他の施策との連携）

## 2(3) 情報通信への対応

### 1. 現状

自衛隊における情報通信は、指揮中枢と各自衛隊の各級司令部、末端部隊に至る指揮統制のための基盤であり、いわば「神経系統」と言うべきもの。現在、情報通信基盤の構築を着実に推進中。

#### 【情報通信基盤の構築の現状】

高度なネットワーク環境の整備	～ 各自衛隊共通のネットワークやコンピュータシステムの共通化
情報通信機能の強化	～ 各自衛隊の各種指揮システムの整備
情報セキュリティの確保	～ サイバー攻撃への防護・対処能力等の確保

情報通信システムは、各自衛隊、各システム間における情報の共有や交換に不十分な部分あり。

- ・従来から、各自衛隊個別の活動を前提に整備
- ・この分野の装備は技術的進歩が著しく陳腐化し易いとの特性

### 2. 新たな安全保障環境における考慮要素

情報通信技術の大幅な進歩により、いわゆる「戦場の霧」を晴らし、効果的な攻撃・防御を行って大きな優位を占めることが可能に。

更に、今後は、情報通信基盤を生かしつつ、次の新たなニーズに対応するため、より広範・機動的な情報通信態勢を構築することが必要。

- ・3自衛隊連携による活動 ～ 災害派遣、不審船への対応 等
- ・海外における活動 ～ イラク復興支援活動 等

### 3. 今後の課題

新たなニーズに対応するためには、情報通信ネットワークを整備し、中央から末端部隊まで、必要性に応じ、大量・広域・高速で情報を伝達・共有することが必要。具体的には、以下の政策目標が課題。

- 指揮命令ライン（縦方向）の情報集約・伝達の充実
  - ～ 指揮官から展開部隊までの情報共有の実現
- 陸海空部隊レベル（横方向）の情報共有の推進
  - ～ 部隊間の直接通信の実現
- サイバー攻撃対処態勢の構築
  - ～ 全庁的なサイバー攻撃対処態勢へ
- 外部との情報共有の推進
  - ～ 国内関係機関との情報共有の迅速化・充実強化
  - ～ 国外（米国等）との多様な手段による情報共有
- 各種通信インフラの充実
  - ～ 必要性に応じた通信の広域化・迅速化・大容量化

防衛庁では、上記の政策目標につき、今後5カ年の「今後の情報通信政策（アクションプラン）」を策定中であり、このアクションプランの実施には、短期間の集中的な事業推進が必要。

## 2 ( 4 ) 情報機能の充実強化

### 1 . 現状

#### ( 1 ) 情報業務の基本

情報業務とは、本来、政策決定者や部隊運用者に対する確かな判断のための資の提供が目的であることから、政策決定者等に始まり政策決定者等に終わる情報サイクルが確立されていることが必要。

情報サイクルとは、情報要求から始まり、計画・指示、収集、処理、分析、配布、回答との一連の流れ。各種の情報 は各分野満遍なく収集能力を充実・近代化していくことが重要。

情報の種類には、画像情報、電波情報、人的情報、公開情報等がある。

優れた分析とは、できるだけ多くの情報源の異なる各種情報を集約し、バランスよく比較・評価すること。

#### ( 2 ) 政府及び防衛庁の情報体制

我が国政府の情報コミュニティ構成省庁は、内閣情報調査室とりまとめの下、各々の所掌事務に基づいて専門的に情報の収集分析を行い、適宜集まって内閣情報会議及び合同情報会議を実施。

防衛庁は軍事情報を中心に担当し、情報部局として情報本部、防衛局、陸・海・空幕調査部等を保有。各部局は相互に緊密に情報を共有。

【情報コミュニティ構成省庁】

・内閣官房      ・防衛庁      ・警察庁      ・公安調査庁      ・外務省

### 2 . 新たな安全保障環境における考慮要素

さまざまな危機や侵略に国家として適切に対処するため、官邸を中心に政府部内の関係省庁が一体となって難しい意思決定を行う機会が増大。

脅威の多様化・複雑化に伴い国際情勢が一層不透明・不確実になってきているため、次の事項を重視することが必要。

- ・鋭敏な情報収集や総合的な分析等による事態発生の際の早期察知
- ・更に高分解能化した次世代画像衛星等、新たな情報収集手段の利用可能性の追求

米国は、大量破壊兵器・弾道ミサイルの拡散や国際テロ等のグローバルな脅威に効果的に対処するため、米国の活動に緊密に協力している国々との連携を一層深化させる方向。

### 3 . 今後の課題

政府レベルの情報共有の強化と保全体制の確立  
総合分析能力の充実とI&W（兆候察知と警報発出）の態勢確立  
情報収集能力の充実と将来の収集手段の研究  
情報面での日米の一層の協力強化と情勢認識の整合

### 3 ( 1 ) 統合運用への対応

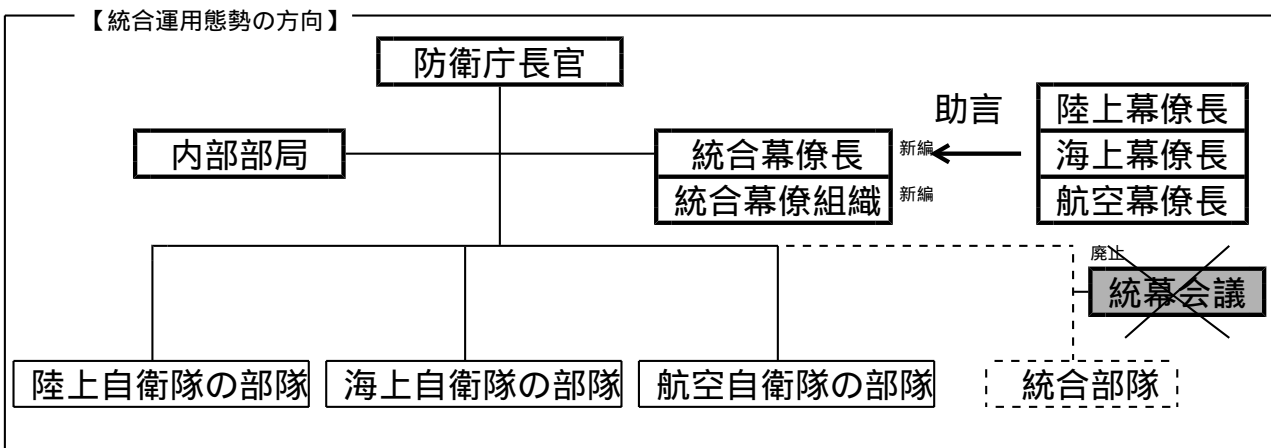
#### 1 . 現状

自衛隊の運用 ( Operation ) については、各自衛隊ごとの運用を基本とし、このために必要な機能については基本的に各自衛隊において保持。

一方、必要に応じ統合部隊を編成、運用することが可能。

- ・ 複数自衛隊にまたがる統合部隊に対する防衛庁長官の指揮命令については、統合幕僚会議が同長官を補佐
- ・ 他方、複数自衛隊にまたがる統合部隊が編成、運用された実績なし。
- ・ 統幕会議は各自衛隊の運用に関する統合調整を実施

今後、自衛隊の運用は、統合幕僚長 ( 仮称 ) が各自衛隊を代表して一元的に長官を補佐するなど、統合運用を基本とする方向。( 統合運用の検討報告書 ( 14年12月 ) )



#### 2 . 新たな安全保障環境における考慮要素

科学技術の進歩による装備面における能力の向上

作戦地域の広域化、作戦地域の重複による複雑化、作戦進展速度の増大

国内外における自衛隊の役割の拡大

防衛に関する国民の関心、期待の高まり

新たな脅威や多様な事態への対応

ミサイル対処、武装工作員対処等突発的に生起し、急速に拡大する事態には統合運用が不可欠

周辺地域の軍事情勢の変化

周辺国の軍事力の近代化、活動範囲の拡大

#### 3 . 今後の課題

平成17年度末を目途に、統合幕僚長 ( 仮称 ) を長とする統合幕僚組織 ( 仮称 ) を設置し、運用に関する軍事専門的観点からの防衛庁長官の補佐を一元化することとしているが、この移行に際しては、以下の点について検討が必要。

統合運用のメリット・必要性を踏まえた効率的な組織編成と法整備

運用面における防衛庁長官のより効果的な補佐の在り方

防衛庁の中央組織や地方組織の在り方

## 3(2) 陸海空各自衛隊の体制

### 1. 陸海空各自衛隊の体制の現状

現大綱では、合理化、効率化、コンパクト化を推進。

自衛隊は、我が国防衛（着上陸侵攻対処、海上交通の安全確保、沿岸海域・周辺海域の警備、航空侵攻及び領空侵犯）を念頭に体制を構築。

一方、現防衛大綱策定以降、運用の場面は拡大・多様化。

- ・自衛隊の国際活動は頻繁に実施
- ・不審船に対する海上警備行動の発令 や弾道ミサイル監視等の実施

能登半島沖不審船事案（平成11年3月）において初めて海上警備行動が発令された。

### 2. 新たな安全保障環境における考慮要素

本格的な侵略事態生起の可能性の低下

脅威の多様化、国際活動ニーズの高まりと任務の拡大

#### (1) 新たな脅威や多様な事態に関する考慮事項

- ・弾道ミサイル、ゲリラ等による攻撃、島嶼部侵攻、武装不審船、大規模災害、航空テロ等の事態は多様化。
- ・これらの事態は、我が国において、いつどこで発生するか予測が困難。
- ・また、一度発生すれば全国に事態が急速に拡大する可能性があり、これまで以上の即応性が必要

#### (2) 国際活動に関する考慮事項

- ・また、ペルシャ湾への掃海艇派遣（平成3年）以降、各種PKOや復興支援活動、対テロ支援等活動地域が拡大・長期化。
- ・国際社会からの多様なニーズに即応する必要

ブラヒミレポートでは、安保理決議採択後30日（複雑な平和維持活動の場合は90日）以内での派遣を提案。

- ・中東から東アジアに至る海上交通路の安全確保のための取組みが必要

### 3. 今後の課題

既存の組織・装備等の抜本的な見直し・効率化

（対機甲戦、対潜戦、対航空侵攻を重視した整備構想の転換の在り方）

閣議決定では、戦車、火炮、護衛艦、固定翼哨戒機、作戦用航空機等の在り方を見直し適切に規模の縮小等を図る旨明記。

新たな脅威等に実効的に対応し得る体制の整備の在り方

（大量破壊兵器等の拡散防止に対し取り組むための体制等を含む）

国際社会の平和と安定のための活動に主体的・積極的に取り組むための防衛力の在り方

（即応できる態勢の整備等）

本格的な侵略事態への配意の在り方

（将来の予測し難い情勢変化に備えた最も基盤的な部分の保持等の在り方）

新たな情報収集手段の在り方

## 3(3) 防衛庁と治安関係機関との役割分担・協力

### 1. 現状

#### (1) 役割分担の基本的考え方

不審船事案や武装工作員等の我が国への侵入などの不法行為に際しては、第一義的には警察や海上保安庁といった警察機関が対処。

自衛隊は、警察機関では対処が不可能又は著しく困難な場合に治安出動や海上警備行動により、警察機関と連携しつつ対処。

事態が我が国に対する武力攻撃と認められる場合には、防衛出動により自衛隊が対処。また、海上保安庁を統制下に入れることが可能。

#### 【(参考)海上保安庁の統制】

自衛隊法第八十条 内閣総理大臣は、～自衛隊の全部又は一部に対する出動命令があった場合において、特別の必要があると認めるときは、海上保安庁の全部又は一部をその統制下に入れることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により海上保安庁の全部又は一部をその統制下に入れた場合には、政令で定めるところにより、長官にこれを指揮させるものとする。

#### (2) 警察との連携強化に係る措置

我が国を取り巻く内外の諸情勢などを踏まえ、武装工作員等が我が国に侵入した場合にも迅速かつ的確に対処し得るよう、治安出動の際における自衛隊と警察との連携に関する各種協定を整備

上記協定を踏まえ、武装工作員等が我が国に侵入し、治安出動が下令されるケースを想定した共同図上訓練を、平成14年11月以降これまでに、29道府県において実施

#### (3) 海上保安庁との連携強化に係る措置

平成11年3月に発生した能登半島沖不審船事案の教訓・反省を踏まえ、不審船に係る共同対処マニュアルを策定

平素から海上保安庁の巡視船と自衛艦との間の情報交換のための通信訓練(毎年200回以上)や不審船共同対処訓練(これまで12回)を実施

### 2. 新たな安全保障環境における考慮要素

武力攻撃に至らない各種の事態(不審船や武装工作員対応等)では、警察機関と自衛隊との協力・連携が重要

厳しい経済財政状況の下、複数の官庁が重複的な機能を有することは非効率  
官邸・内閣官房主導の下、各省庁の横断的な対応が重要

### 3. 今後の課題

自衛隊と警察機関の連携強化と平素からの共同訓練や人事交流の実施  
国家として最適な役割分担と資源配分  
横断的な事項に関する関係省庁との連携強化と内閣官房の機能強化  
政府としての事態認定や意思決定の迅速化

## 4 ( 1 ) 防衛装備

### 1 . 現状

#### ( 1 ) 基本的な考え方

防衛装備品の調達を効率的かつ透明・公正性のあるものとするため様々な取組みを行ってきたが、かかる取組みは継続的に行っていくことが必要。

#### ( 2 ) 防衛装備品の特性

防衛装備品は、仕様が特別であり市場が防衛需要に限られていることや武器輸出三原則等の関係から量産効果が期待できず調達価格が相対的に高価となる傾向がある。

防衛装備品を生産している企業が防衛生産・技術基盤の担い手にもなっていると同時に、航空機製造事業法や武器等製造法により企業の数に限られる。

#### ( 3 ) 防衛装備品の整備等

大綱や中期防では、防衛装備品の整備に当たり、次の点に配意。

- ・ 調達価格等の抑制を図るための効率的な調達補給態勢の整備
- ・ 適切な国産化等を通じた防衛生産・技術基盤の維持

装備品の国際的な共同開発・生産が世界のすう勢となっている中で、わが国は武器輸出三原則等により国際共同開発・生産に参加できないため、世界の技術動向から取り残されるおそれがある。

### 2 . 新たな安全保障環境における考慮要素

民間技術の進展や装備の高度情報化・システム化

- ・ 民生技術の装備品等への適用可能性が増大
  - ・ 部品等のバージョンアップ等が頻繁、装備品等の性能が早期に陳腐化
  - ・ 新たな脅威や多様な事態への対応能力や国際活動のための能力の重要性増加
  - ・ 事態に的確に対応する装備品等の調達補給態勢を保持することが必要
- 欧米における取得改革の進展
- ・ 装備品等のライフサイクルの一元的な管理等により装備品等の取得コスト低減に努力
- 防衛関係企業のグローバル化・企業協力の進展
- ・ 我が国が全ての軍事科学技術の分野において、欧米の技術開発のスピードに対応することは困難

### 3 . 今後の課題

効率的な調達の実施・コスト低減化努力

( 民生品の活用の検討を徹底するとともに、ライフサイクルを通じたコスト低減、短期集中取得、旧式の装備品等の早期廃棄の促進等・維持コストの低減等の防衛装備品の特性を踏まえた調達等の取組み )

世界的な技術動向と武器輸出三原則

( 国際的な共同開発・生産のすう勢への対応、限られた防衛需要 )

「選択と集中」による防衛生産・技術基盤の確立

( 限られた資源の効率的な活用・我が国の優れた技術の活用の在り方 )

## 4 ( 2 ) 研究開発の体制

### 1 . 現状

防衛庁は、独自の工場等を持たず、研究開発における試作品の製造等は全て民間に委託。

(参考) 装備の開発及び生産は、主として民間企業の開発力及び技術力を活用してこれにあたらせるものとする。(装備の生産及び開発に関する基本方針、45.7.16、防衛庁長官決定)

我が国の科学技術関連事業は所掌に応じ複数の省庁が実施

(参考) 平成16年度の科学技術関連経費は、文部科学省 約2兆3千億円、経済産業省 約6千億円、防衛庁 約2千億円 等

装備品の高度化・複雑化により、研究開発期間の長期化や経費増大の傾向。

防衛分野の研究開発は、欧米諸国に比し厳しい条件下にあるだけでなく、開発事業の数が増加し、個々の事業に対する技術的集中度が低下する傾向。

諸外国では宇宙を安全保障目的で活用するすう勢。我が国は高度のロケット技術等を有しているが、宇宙の平和利用決議等により研究開発に制約。

### 2 . 新たな安全保障環境における考慮要素

「より良いものをより早くより安く」

コンピュータを始めとする技術の早期陳腐化の傾向

ナノテクノロジー、情報通信技術等の民生・学術分野における技術の著しい進展

UAV(無人機)に代表される新たなシステムの出現(損耗更新ベースの開発では効率的な防衛力整備に限界)

「多様な脅威・事態への対応能力」や「国際的な活動能力」の重要性の増加

### 3 . 今後の課題

最新技術への対応のための新たな研究開発手法の導入

(モデリング・アンド・シミュレーションの積極的な活用等)

科学技術の著しい発展を踏まえた民生技術の積極的な導入

(民生技術のクォンタムやCOTS品(Commercial off the shelf)の活用等)

中長期的視点に立った技術戦略の策定

研究機関との交流(防衛庁の技術的知見を補完)

事業の見直しを行う制度の実効性の確保

## 4(3) 人事教育施策

### 1. 現状

#### (1) 採用

任期制隊員は、約8,500名、非任期制隊員は、約5,500名を採用。  
(平成15年度)

最近の募集状況は堅調に推移しているが、少子化、高学歴化の進展に伴い、中長期的な募集環境は厳しいものになると予想。

#### (2) 人事管理

終身雇用たる非任期制隊員と期間を定めた任用の任期制隊員が存在。

各階級において必要とされる識見、技能を有する優秀な人材を育成・確保するため、計画的な補職、昇任管理を実施。人的構成は高齢化が進む。

#### (3) 教育

使命感の育成と徳操の涵養、装備の近代化に対応する知識と技能の修得、体力・気力の維持向上、統率力ある幹部の養成を重視。

#### (4) 就職援護

精強性維持のための若年定年制・任期制により、自衛官の多くは退職後の生活基盤確保上、再就職が必要となるため、就職援護施策を実施中。

平成15年度は、若年定年制は約6,500名、任期制は約3,500名が退職。厳しい雇用情勢等により、就職援護施策の重要性が増大。

#### (5) 予備自衛官等

即応予備自衛官、予備自衛官、予備自衛官補の3つの制度により、予備の自衛官を保持。

即応予備自衛官は、保有予定員数6,694名に対し6,146名(充足率91.8%)を確保しているものの、予備自衛官は、保有予定47,900名の員数に対し、現員36,737名(充足率76.7%)。 / 16年3月末

予備自衛官補は平成14年度から採用が開始され現在418名。 / 16年3月末

### 2. 新たな安全保障環境における考慮要素

新たな脅威や多様な事態への対応、国際社会の平和と安定のための活動、大規模災害等における自衛隊の役割の増大

統合運用のニーズの増大

IT化、RMA (Revolution in Military Affairs)に見られる科学技術の進展

### 3. 今後の課題

業務の高度化が進む中での人材確保・任期制隊員の在り方

人的構成の見直しと人事管理施策及び教育の在り方

(新たな脅威や多様な事態、国際的な活動、統合運用、科学技術の飛躍的発展等への対応の在り方等)

厳しい雇用情勢下での就職援護施策の在り方

即応性重視の下での予備自衛官制度の限界と意義

## 5 防衛庁の位置づけ

### 1 . 現状

#### ( 1 ) 防衛二法

防衛二法とは、防衛庁設置法及び自衛隊法であり、防衛庁・自衛隊の骨幹となる法律。ともに昭和29年6月9日に公布され、同年7月1日に防衛庁及び自衛隊が発足。(今年で50年が経過)

防衛二法は次の事項等を規定。

- ・防衛庁設置法は、防衛庁の設置、任務、所掌事務、必要な組織等を規定。
- ・自衛隊法は、自衛隊の任務、自衛隊の部隊等の編成、自衛隊の行動と権限等を規定。自衛隊の行動と権限はいわゆるポジリスト方式。

【(参考)防衛庁と自衛隊】

・「防衛庁」と「自衛隊」は、ともに同一の防衛行政組織。「防衛庁」という場合には、陸海空自衛隊の管理・運営などを任務とする行政組織の面をとらえているのに対し、「自衛隊」という場合には、わが国の防衛などを任務とする、部隊行動を行う実力組織の面をとらえている。

#### ( 2 ) 防衛庁の省移行

国政において防衛の重要性が増大している中、諸外国のように国防を担当する行政機関として一省を設けることは、安全保障、危機管理に取り組む国の体制を強化し、これを重視している国の姿勢を内外に示すとの意義を有する。

省への移行については、平成9年12月に出された行革会議最終報告において「政治の場で議論すべき課題」とされ、平成13年6月、防衛省設置法案が議員提出されたが昨年10月の衆議院解散により廃案。現在は、省移行について与党内で協議されているところ。

【行革会議中間報告(平成9年9月3日)】

省に位置づけるべきとする意見	庁のままでよいとする意見
<ul style="list-style-type: none"><li>・諸外国と同様に省と位置づけるべき。</li><li>・脅威を感じるのは、装備、編成、規模であり、名称は無関係。</li><li>・隊員の士気・誇りの観点から、省と位置づけるべき。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・防衛に関する国民的合意は未形成。省とすると国内外で摩擦。</li><li>・アジア諸国の感情的反発を招き、外交上賢明でない。</li><li>・隊員の士気向上を図る上で絶対的なものではない。</li></ul>

### 2 . 新たな安全保障環境における考慮要素

「より機能する防衛庁・自衛隊」への転換に見合う法体系と組織の必要性  
危機管理の司令塔たる内閣官房と活動する自衛隊との連携の一層の重要性  
国民保護法制の整備、防衛・安全保障に関する国民の理解と期待

### 3 . 今後の課題

防衛二法の検証

危機管理全般における内閣官房と防衛庁との連携強化

防衛庁の省への移行